

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休みのときは、翌日発行)

目次

- ◇ 告 示 保険医療機関等の指定
保険医の登録
保安林の指定の解除
出納長の権限に属する事務の委任
- ◇ 公安告示 風俗営業等取締法による聴聞
- ◇ 公 告 製菓衛生師試験の実施

告 示

鳥取県告示第五百六十二号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和四十八年八月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
河瀬 歯科医院	鳥取市西町一丁目 一〇三の一	昭和四十八年八月七日
社団法人 鳥取県中部 歯科医師会 口腔衛生センター	倉吉市西町 二、六九五の一	一日
五臓 円薬局	鳥取市卯垣 一三四の一三	"
岩 倉 店	"	"

鳥取県告示第五百六十三号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和四十八年八月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
鈴木 康之	鳥医第一七八六号	昭和四十八年七月二十六日

鳥取県告示第五百六十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和四十八年八月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除に係る保安林の所在場所

鳥取市浜坂字東浜一三九〇の二五二

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

公園道路敷地とするため

鳥取県告示第五百六十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十一条第四項の規定により、昭和四十八年八月十日出納長をしてその権限に属する事務を次のとおり委任させた。

昭和四十八年八月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 委任する事務

大阪フィルハーモニー交響楽団演奏会入場料の収納

二 委任を受ける出納員

教育委員会事務局文化課 薦 井 洋 史

三 委任する期間

昭和四十八年八月十日から昭和四十八年九月二十一日まで

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第三十三号

風俗営業等取締法（昭和二十三年法律第二百二十二号）第五条第一項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行なうので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十八年八月十四日

鳥取県公安委員会委員長 田 村 純 一

一 聴聞の期日及び場所

昭和四十八年八月二十三日 午後一時から

鳥取県警察本部内鳥取県公安委員会委員室（県庁七階）

二 聴聞当事者の住所及び氏名

鳥取市桶屋町三四番地 川 上 安 蔵

公 告

製菓衛生師法（昭和41年法律第115号）第4条の規定により、製菓衛生師試験を次のとおり実施する。

昭和48年8月14日

鳥取県知事 石 破 二 朗

1 受験資格

次の(1)から(3)までのいずれかに該当する者

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第47条に規定する者であつて、厚生大臣の指定する製菓衛生師養成施設において1年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したものであるもの
- (2) 学校教育法第47条に規定する者であつて、2年以上菓子製造業に従事したもの
- (3) 製菓衛生師法の施行(昭和41年12月26日施行)の際現に菓子製造業に従事していた者(学校教育法第47条に規定する者を除く。)であつて、菓子製造業に従事した期間が、同法の施行の日において3年をこえていたもの又は同法の施行の日後3年をこえるに至つたもの

なお、旧国民学校令(昭和16年勅令第148号)による国民学校の高等科を修了した者、旧中学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校の2年の課程を修了した者又は製菓衛生師法施行規則(昭和41年厚生省令第45号)附則第2項各号の一に該当する者は、学校教育法第47条に規定する者とみなす。

2 試験の日時

昭和48年9月21日 午前9時

3 試験の場所

倉吉市蔵城 鳥取県倉吉保健所

4 試験科目

- (1) 衛生法規
- (2) 公衆衛生学
- (3) 食品学

(4) 食品衛生学

(5) 栄養学

(6) 製菓理論及び実技

5 受験手続

(1) 受験願書の提出先

ア 県内居住者 住所地を管轄する保健所

イ 県外居住者 鳥取市東町1丁目 鳥取県厚生部衛生課

(2) 提出書類

ア 受験願書(様式第1号によること。)

イ 履歴書(特に菓子製造業業務に関する経歴を詳細に記入すること。)

ウ 受験資格を有することを証する書類

エ 菓子製造業従事証明書(様式第2号によること。)

オ 写真(受験願書提出前6月以内に撮影した名刺型の正面無帽上半身像のもの)

(3) 提出期間

昭和48年8月25日から昭和48年9月3日まで。

ただし、郵送の場合は、提出期間内の日付けの消印のあるものに限り有効とする。

6 受験手数料及びその納付方法

(1) 受験手数料 2,000円

(2) 納付方法 (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書にはりつけ、消印しないこと。

7 携行品筆記用具及び受験票

8 その他

- (1) 受験者は、試験当日午前8時30分までに試験場に出頭し、係員の指示を受けること。
- (2) 合格者の氏名は、試験後10日以内に所轄保健所に掲示するとともに、合格者に合格証書を交付する。

様式第1号

収入証紙 はりつけ欄

製菓衛生師試験受験願書

鳥取県知事

殿

本 籍

住 所 (番地及び〇〇方も記入すること。)

氏 名

Ⓜ

年 月 日 生

製菓衛生師法第4条の製菓衛生師試験を受けたいので出願します。

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格B5とすること。
- 2 次の書類を添付すること。
 - (1) 履歴書
 - (2) 法第5条又は法附則第2項に該当することを証する書類 (菓子製造業に従事したことを証する書類は、別に定める様式によること。)
 - (3) 写真

様式第2号

菓子製造業従事証明書

1 従事者本籍

住所

氏名

年 月 日生

2 従事した期間

年 月 日から 年 月 日まで 年 月間

3 菓子製造業に従事した施設の名称並びに当該施設に係る製造業の営業の許可年月日及び許可番号(廃業している場合は、当時の営業の許可年月日及び許可番号)

4 従事業務の概要

上記のとおり菓子製造業に従事したことを証明します。

年 月 日

証明者氏名



備考

用紙の大きさは、日本工業規格B5とすること。